

茅ヶ崎市 市制施行 80 周年記念動画制作業務委託仕様書

1 業務の名称

茅ヶ崎市市制施行 80 周年記念動画制作業務委託

2 業務委託の目的

茅ヶ崎市は、市制施行 80 周年という節目を迎えるにあたり、本市がこれまで歩んできた歴史や、現在のまちの魅力、市民の暮らし、未来に向けた姿を市内外へ効果的に発信するため、記念動画を制作する。

本業務は、単なる記録映像ではなく、茅ヶ崎の過去と現在をつなぎ、市民が本市への愛着と誇りを再認識するとともに、市外の視聴者にも本市の魅力が伝わる映像を制作することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 履行場所

茅ヶ崎市内、本市が指定する場所及び受託者の事業所等

5 契約限度額

1,303,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、契約金額には、本業務の遂行に必要な企画費、構成費、撮影費、編集費、音響・BGM 費、ナレーション費、交通費、通信費、消耗品費、権利処理費、納品費その他一切の経費を含むものとする。

6 制作物

制作する動画は、次のとおりとする。なお、動画の最終的な尺、構成及び表現方法は、受託者の企画提案を踏まえ、本市と協議のうえ決定する。

区分	本数・尺	内容・用途
本編動画	1 本 10 分以内を目安	市制施行 80 周年を記念し、本市の 80 年の歩みと、現在のまちの魅力、市民のつながり、そして未来への想いを描く記念動画。市民とともに創り上げる共創の姿を盛り込み、「湘南茅ヶ崎」の魅力を改めて感じられる映像。記念式典、市ホームページ、YouTube、SNS、各種イベント等での上映・配信を想定する。

短尺版動画	1 本以上 15 秒から 60 秒程度を目安	本編動画の要素を活用し、SNS やデジタルサイネージ等での発信に適した短尺動画。視聴者の関心を引き、市制施行 80 周年及び本市の魅力を端的に伝える内容とする。
サムネイル等	1 式	YouTube、市ホームページ、SNS 等で使用するサムネイル画像又は静止画。必要に応じて複数案を作成すること。

制作物は、次の事項を満たすものとする。

- ア 市制施行 80 周年という節目にふさわしく、市民の郷土愛やシビックプライドの醸成につながる内容であること。
- イ 本市の歩みや歴史等を分かりやすく振り返るとともに、市域全体の自然環境、歴史・文化、産業、地域ごとの暮らし、多様な世代の市民の姿などを的確に捉え、その魅力を表現すること。
- ウ 市制施行 80 周年基本方針に掲げる 5 つの視点（軌跡と未来／共創／湘南茅ヶ崎ブランドの向上／持続可能性／戦略的広報展開）に留意した内容とすること。
- エ 市外の視聴者にとっても、本市に興味や関心を持つきっかけとなる内容であること。
- オ 単なる記録映像にとどまらず、視聴者を飽きさせない構成・演出・テンポ等の工夫を盛り込むこと。
- カ 高齢者、障がい者を含む多様な視聴者に内容が伝わるよう、字幕又はテロップ、文字の大きさ、書体、配色、背景とのコントラスト、音声の聞き取りやすさ等に配慮すること。
- キ 本市が提供する過去の写真、映像、広報紙、ロゴデータ等を活用できるものとする。
- ク 必要に応じて、本市の市制施行 80 周年記念ロゴ、スローガン等を使用すること。

7 動画の仕様

項目	仕様
画角	アスペクト比 16:9 を基本とする。短尺版については、SNS での活用を想定し、本市と協議のうえ縦型又は正方形の書き出しを追加することができる。
解像度	フル HD（1920×1080）以上とする。撮影及び編集は可能な限り 4K 相当で行うことが望ましい。
ファイル形式	MP4 形式（H.264 又は H.265）を基本とし、YouTube、市ホームページ、SNS 等での配信に適した形式とする。
音声	BGM、ナレーション、インタビュー音声等を使用する場合は、音量の均一化、ノイズ処理等を行い、聞き取りやすいものとする。
テロップ	ナレーション、インタビュー、重要な説明等については、原則としてテロップを挿入すること。
表現方法	実写を基本としつつ、必要に応じてアニメーション、CG、写真のモーション加工、グラフィック、BGM 等を用いて、魅力ある映像表現とすること。

市名等の表示	動画内に「茅ヶ崎市」又は市制施行 80 周年に関する表記を入れるなど、本市が制作する記念動画であることが分かる構成とすること。
--------	---

8 委託業務の内容

受託者が行う業務は、概ね次のとおりとする。なお、具体的な内容は、企画提案書に基づき、本市と協議のうえ決定する。

(1) 企画・構成

企画提案書を基に、本市と協議を行い、動画全体のコンセプト、構成、シナリオ、絵コンテ、ナレーション原稿、テロップ方針、BGM 方針、撮影計画等を作成すること。

(2) 資料調査・素材選定

本市が提供する過去の写真、映像、広報紙、ロゴデータ等の素材を確認し、動画に使用する素材の選定、整理、必要な補足資料の収集を行うこと（茅ヶ崎市博物館ホームページ内「ちがだべ（デジタルアーカイブ）」において過去の写真の一部を公開している）。また、使用する歴史資料、写真、映像等について、年代、撮影場所、人物、出来事、出典等を可能な範囲で確認し、市と協議のうえ使用すること。

(3) 撮影・取材

企画・構成に基づき、必要となる市内風景、施設、人物、イベント等の撮影・取材を行うこと。撮影対象、撮影日程、出演者等は本市と協議のうえ決定すること。

(4) 編集

映像の加工・編集、BGM・音声調整、ナレーション収録、テロップ挿入、色調整、音響調整、各種データ書き出し等を行うこと。完成までに、本市による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

(5) 関係者調整・撮影許可等

制作に関する関係機関、撮影先、出演者等との連絡調整、撮影許可申請、施設使用に係る調整、撮影当日の進行管理等を行うこと。必要に応じて本市と協力して実施する。

(6) 権利処理

成果物及び構成素材に関する著作権、肖像権、商標権、著作隣接権、音楽著作権その他第三者の権利について、必要な許諾、契約、支払い、確認等を契約履行完了までに行うこと。

(7) 進行管理・打合せ

契約締結後、業務スケジュール、作業項目、役割分担、実施体制等を記した実施計画書を作成し、本市の承諾を得ること。キックオフ、構成確認、初稿確認、最終確認等、必要な打合せを行うこと。オンラインでの実施も可とする。

9 本市が提供する資料等

本市は、必要に応じて、次の資料等を受託者に提供又は貸与する。ただし、提供又は貸与する資料等の使用可否、使用範囲及び権利関係については、受託者において確認し、本市と協議のうえ使用すること。

ア 市が保有する過去の写真、映像、広報紙、記念誌、統計資料等

イ 市制施行 80 周年記念ロゴ、スローガン、マスコットキャラクター等のデータ

ウ 市ホームページ、広報紙、SNS 等で公表している情報

エ その他、本市が必要と認める資料

受託者は、貸与を受けた資料等を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。

10 成果物

受託者は、次の成果物を納品すること。

成果物	内容
完成映像データ	本編動画及び短尺版動画の完成データ。MP4 形式を基本とし、必要に応じ保存用高画質データ及び新規撮影素材データ、並びに用途に応じた解像度・容量に調整したデータを含む。
字幕・テロップ入り／なしデータ	本市が二次利用しやすいよう、必要に応じてテロップ入り版、テロップなし版又は編集調整用データを提出すること。
サムネイル画像等	YouTube、市ホームページ、SNS 等で使用する静止画データ。
素材・権利関係資料	使用素材一覧（出典、撮影日時、被写体、利用条件、権利処理内容等が明記されたもの）、BGM・効果音等の使用条件、出演者同意書又は使用許諾書の写し等、二次利用の適正性が確認できる資料。
記録媒体	必要に応じて、完成映像データを記録した DVD 等の記録媒体を各 2 枚程度提出すること。

11 納期及び納品方法

（1）納期

区分	時期
構成案・絵コンテ等	契約締結後、速やかに本市と協議のうえ決定
初稿提出	令和 9 年 1 月下旬を目安
修正稿提出	令和 9 年 2 月下旬を目安
最終成果品納品	令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

（2）納品方法

ア 本市が指定する大容量ファイル交換システム、電子メール又は記録媒体により納品すること。

イ 最終成果品については、必要に応じて電子データを記録した DVD 等の記録媒体を郵送又は持参により提出すること。

ウ ホームページ、YouTube、SNS、デジタルサイネージ、各種イベント等での使用を想定し、用途に適したデータ容量及び形式で納品すること。

（3）納品場所

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号

茅ヶ崎市企画政策部広報シティプロモーション課

1 2 著作権及び二次利用

- (1) 本業務により制作した成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、原則として本市に帰属するものとし、本市は成果物の利用、複製、上映、配信、再編集、改変、広報物への転用等が無償で行うことができるものとする。
- (2) 受託者は、成果物について著作権人格権を行使しないものとする。また、受託者は、本業務に関与する著作者その他の第三者をして、成果物について著作権人格権を行使させないために必要な措置を講じるものとする。
- (3) 成果物に受託者が本業務受託以前から保有する著作物、第三者の著作物、音楽素材、写真、映像、イラスト、フォント等が含まれる場合は、本市が市ホームページ、YouTube、SNS、各種イベント、デジタルサイネージ、広報物等で継続的に使用できるよう、受託者の責任と費用負担において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 出演者、撮影協力者、施設管理者等から、動画の撮影、公開、配信、二次利用に必要な同意を得ること。未成年者が出演する場合は、保護者の同意を得ること。
- (5) 第三者から権利侵害等の申立て、紛争、請求等が生じた場合は、本市の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と費用負担により解決するものとする。これにより本市に損害が生じた場合は、受託者がその損害を賠償すること。

1 3 機密保持及び個人情報保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、茅ヶ崎市個人情報の保護に関する法律施行条例その他関係法令等を遵守し、漏えい、滅失、き損等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。

1 4 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ書面により本市の承認を得ること。
- (3) 受託者は、再委託先の行為について、本市に対し全ての責任を負うものとする。

1 5 引渡し後の不適合

成果物の引渡し後に、映像、音声、テロップ、データ形式、権利処理等について不備又は不適合が発見された場合は、受託者は、本市の指示に従い、速やかに受託者の負担により補修、訂正又は再納品を行うこと。

1 6 留意事項

- (1) 受託者は、関係法令を遵守し、安全管理に十分留意して業務を実施すること。
- (2) 撮影に際しては、周辺住民、通行人、施設利用者等に配慮し、事故防止及びトラブル防止に努めること。
- (3) ドローン撮影を行う場合は、関係法令、飛行許可、施設管理者の承認等を遵守し、安全対策を講じること。なお、ドローン撮影を必須とするものではない。

- (4) 受託者は、本業務の一部をフリーランス等の特定受託事業者に再委託する場合は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律その他関係法令を遵守し、適正な取引の確保に必要な措置を講じること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項であっても、本市が業務の目的を達成するために必要と認める事項については、本市と受託者が協議のうえ対応すること。
- (6) 本仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ決定する。なお、企画提案書及び選考時に提案した事項は遵守すること。

1 7 問い合わせ先

茅ヶ崎市企画政策部広報シティプロモーション課

所在地：〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号（本庁舎 5 階）

電話：0467-81-7123（直通）

電子メール：kouhoucity@city.chigasaki.kanagawa.jp